

医療関係者、事業主、労働者のみなさまへ

胆管がん

あなたの近くに、
胆管がんの方はいらっしゃいませんか？

仕事が原因で胆管がんを発症したと認められた場合、
労災保険給付が受けられます。

胆管がんの発症や死亡から、長期間経過している場合も、労災として認定される可能性があります。

※業務と胆管がん発症との関係について、一定の検討結果がとりまとめられたことにより、平成25年3月14日までは、胆管がんによる労災保険の請求権の時効は進行しないことになっています。

特に次のような方はご注意ください。

◆過去に印刷機の洗浄・払拭作業のように、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等※を用いた溶剤に高濃度でばく露した方

◆若くして胆管がんを発症した方
(胆管がんは通常、高齢者に発症が多いとされる疾病です。)

※1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとは溶剤、洗浄剤等に使用されている塩素系有機溶剤です。なお、具体的な商品名ではありません。

労災認定については、愛知労働局労働基準部労災補償課にご相談ください。

住所 〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館 電話番号 052-972-0261